

# 北海道文教大学学生の課外活動助成に関する取扱内規

(平成16年程第4号)

(趣旨)

第1条 この内規は、北海道文教大学学生の課外活動に関する規程第13条に基づく助成について、北海道文教大学（以下「本学」という。）の学生の課外活動に対し、その健全な発展を期して助成を行うために、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この内規の適用範囲は、次の各号に該当する場合とする。

- (1) 学生団体又はその構成員が行う課外活動で、学生部長が必要と認めたとき
- (2) 大学祭、体育大会等の学友会活動で、学生部長が必要と認めたとき
- (3) その他、学長が必要と認めた活動

(助成基準)

第3条 前条各号において必要と認めた活動に対する助成基準は、別表1のとおりとする。

(申請)

第4条 助成を受けようとする場合は、次の各号により学生部へ指定の書類を提出しなければならない。

- (1) 第2条第1項第1号の活動においては、原則として当該年度の5月末日までに「課外活動助成金申請書」を提出しなければならない
- (2) 第2条第1項第2号の活動においては、その行事等実施日の1ヶ月前までに指定された書類を提出しなければならない
- (3) 第2条第1項第2号の活動においては、その内容、状況に応じ指定された書類を提出しなければならない

(助成)

第5条 申請があった場合は、学生委員会で審査の上学長がこれを決定する。

2 前項の決定を受けた場合は、直ちに学生部で所定の手続をしなければならない。

3 愛好会、同好会、部に応じて助成基準の適応割合を次のとおりとする。

- (1) 愛好会は助成基準の半額を助成することができる。
- (2) 同好会は助成基準の8割を助成することができる。
- (3) 部は助成基準の全額を助成することができる。
- (4) 本学が特に必要と認めた団体及び個人については、前各号の規定に拘わらず、助成することができるものとする。
- (5) 課外活動の実績に応じて報奨金を支給する。
- (6) 強化指定クラブへの助成については、強化費として別に定める。
- (7) 別表1 助成基準1～6の財源は次のとおりとする。
  - a. 助成基準1～4：後援会費
  - b. 助成基準5：学友会費
  - c. 助成基準6：学生部 課外活動費

(報告)

第6条 助成を受けた場合は、当該年度の活動終了後すみやかに、「課外活動助成金決算書」を学生部へ提出しなければならない。

(助成停止等)

第7条 学長は、次の各号に該当する場合は、助成の停止又は助成金を返還させることがある。

- ① 虚偽の申請又は報告があったとき
- ② 第6条の報告を怠ったとき

(改 廃)

第8条 この内規の改廃は、学生委員会の議を経なければならない。

附 則

この内規は、平成16年7月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。

### 【別表1】

助成基準1：遠征費等

対 象	助 成 金 額	特 記 事 項
道内・外で行われる競技大会、又は、その他の催し	<宿泊費> 1人1泊5,000円以内 <交通費> 恵庭駅から開催地の最寄駅までのJR学割運賃+急行料金相当額	・助成対象者はエントリー人数に限る。
選抜され北海道の代表として参加する競技大会又はその他の催し	<宿泊費> 1人1泊7,000円以内 <交通費> 恵庭駅から開催地の最寄り駅までのJR学割運賃+急行料金相当額	・助成対象者はエントリー人数に限る。
学外で行う定期演奏会、展示会、発表会等	会場借用料の半額	・限度額 50,000円

- (1) 学生1団体の年間助成金額の限度額は、300,000円とする。
- (2) 選抜され北海道の代表として参加する競技大会等への助成金額は、(1)の限度額に算入しないものとし、1団体への助成は年度内1回を限度とする。
- (3) 特に必要と認めた場合は、助成基準に定めのない事項について、助成することができるものとする。

#### 助成基準 2：学外監督・コーチ

対 象	助 成 金 額	特 記 事 項
監 督	年間 132,000 円	・監督、コーチどちらか 1 名を限度とする。
コ ー チ		

- (1) 契約期間は原則 1 年間とする。ただし、やむを得ない事情により年度の途中で退任した場合は、学生部で審議し、助成金額を決定する。
- (2) 特に必要と認めた場合は、助成基準に定めのない事項について、助成することができるものとする。

#### 助成基準 3：連盟登録費等

- 1 各団体又は構成員が加盟している競技団体等の登録料等については、本学が認めた登録料等のうち団体、個人とも全額を助成する。
- 2 競技大会等に参加する場合に要する競技団体等の登録料等については、本学が認めた競技大会登録料等のうち団体、個人とも全額を助成する。

#### 助成基準 4：報奨金

課外活動の実績に応じて審議の上報奨金を支給する。

- (1) 前年度全国大会出場 ¥100,000
- (2) 1 部リーグに所属団体、または前年度全道大会等でベスト 4 以上になった団体 ¥50,000
- (3) 個人での全国大会出場 ¥30,000
- (4) 上記以外の成績については、都度検討の上決定する。

#### 助成基準 5：物品等

- 1 物品等の助成については、前年度決算並びに当該年度の予算案を確認した上で、学生部が定める基準内で決定する。
- 2 助成の対象として、各団体が目的を達成するために活動の効率を高めるため、活動環境を改善するために必要と認められた物品等とする。
- 3 個人管理する物品等及び個人管理が好ましいと判断される物品等（衣装、ユニフォーム等）については、助成対象としない。
- 4 特に必要と認めた場合は、助成基準に定めのない事項について、助成することができるものとする。

#### 助成基準 6：強化指定クラブへの助成（強化費）

- 1 強化指定クラブへの強化費については、学生部が管理する。
- 2 強化指定クラブから要望が出された場合、その都度学生部で協議し、助成額を決定する。
- 3 特に必要と認めた場合は、助成基準に定めのない事項について、助成することができるものとする。